

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年(2026年)3月2日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務の名称
自動車保管場所現地調査業務
- (2) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (4) 履行場所
山口県岩国警察署、山口県柳井警察署、山口県光警察署、山口県下松警察署、山口県周南警察署、山口県防府警察署、山口県山口警察署、山口県山口南警察署、山口県宇部警察署、山口県山陽小野田警察署、山口県小串警察署、山口県美祢警察署、山口県長門警察署、山口県萩警察署、山口県下関警察署及び山口県長府警察署の管轄区域

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和7年山口県告示第214号)に基づく資格審査において、調査・分析について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 本店、支店又は営業所等を山口県内に有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者を自動車保管場所現地調査員として本業務の履行場所に配置できること。
 - ア 18歳未満の者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- (6) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加資格停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課
- 4 入札説明書及び仕様書の交付
この公告の日から令和8年3月10日まで（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例16号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部交通部交通規制課において、随時交付する。
- 5 入札を執行する場所及び日時
 - (1) 場所
山口市滝町1番1号 山口県警察本部2階入札室
 - (2) 日時
令和8年3月23日午後4時30分
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 郵送又は電信による入札
 - (3) 記名のない入札
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 8 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
 - (1) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和8年3月10日午後5時までに山口県警察本部交通部交通規制課に持参して提出すること。なお、その確認の結果を令和8年3月19日までに通知する。
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 本業務に従事する雇用者の数について記載した書類
 - ウ 現地調査のための事務所その他の施設の所在地について記載した書類
 - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 積算内訳書の提出
入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。
 - (4) 契約保証金
免除する。
 - (5) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
 - (6) 詳細については山口県警察本部交通部交通規制課（電話083-933-0110）に問い合わせること。